

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和5年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R5. 8. 24	R5. 10. 20	令和4年度都立スポーツ施設へのネーミングライツの導入に係る調査及び導入手法の提案業務委託	279	1				1				1	1				【第7条第1号】 不開示部分は、著作権法第10条1項8号の情報が記録されている部分であって、当該部分を開示することにより、著作者等の権利を侵害すると認められるため。 【第7条第5号】 不開示部分は、制度導入に係る検討中の情報が含まれるため、公にすることにより、都民の間で不当に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者へ不当に利益を与えるおそれがあるため。 【第7条第6号】 不開示部分は、制度導入に係る都の内部情報であり、公にすることにより事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	生活文化スポーツ局スポーツ施設部経営企画課
2	R5. 10. 13	R5. 10. 27	1 大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場（4）建物内改修工事に係る工事費内訳、工事費種別内訳、種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳、別紙明細書 2 既存都立スポーツ施設（4）銘板設置工事に係る工事費内訳、工事費種別内訳、種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳、別紙明細書、共通費計算書（諸経費計算書）	99	1													生活文化スポーツ局スポーツ施設部施設整備課	
3	R5. 10. 13	R5. 10. 27	大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場（4）建物内改修工事に係る共通費計算書（諸経費計算書）				1											当該公文書は実施機関では作成又は取得しておらず、存在しない。	生活文化スポーツ局スポーツ施設部施設整備課
4	R5. 11. 2	R5. 11. 7	特定非営利活動法人〇〇の令和〇〇年〇〇月〇〇日付け令和〇〇年度事業報告書類一式	8	1					1	1							【第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため 【第7条第4号】 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課
5	R5. 11. 2	R5. 11. 8	令和5年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金に申請した（任意の）団体の交付申請書（別記様式1号）	1	1						1							【第7条第4号】 公にすることにより、特定の個人の行動予定等が明らかにされ、その結果これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがあると認められるため	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課
6	R5. 10. 30	R5. 11. 10	東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金に関して作成された、または取得された公文書すべて、うち請求人が取得済みのものは除く	4	1						1							【第7条第4号】 公にすることにより、特定の個人の行動予定等が明らかにされ、その結果これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがあると認められるため	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課
7	R5. 10. 30	R5. 11. 10	東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金に関して作成された、または取得された公文書すべて、うち請求人が取得済みのものは除く			1							1					【第7条第5号】 ・令和5年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金の概算払に係る決定手続中であり、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が損なわれるおそれ並びに都民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるため ・令和5年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金の概算払に係る支出手続中であり、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が損なわれるおそれ並びに都民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるため	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課
8	R5. 9. 21	R5. 11. 16	東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会に係る文書等の保管及び承継に関する条例（令和2年3月31日 条例第51号）の3条、5条及び6条2項について、東京都（以下「都」）が組織委員会又は公益財団法人日本オリンピック委員会その他の関係機関（以下「組織委員会等」）への動きかけ（具体的には、条例の定める指導、調整又は要請）やその対応を行う過程で作成・取得した文書。例えば、1指導、調整又は要請のために実施された担当部局内や関係部局間での会議・打合せの記録、実際の保管状況の視察に関する記録、及びそれらに関連する文書（決裁文書を含む）、2指導、調整又は要請のために都が組織委員会等に送付することを目的として作成した文書（決裁文書を含む）やその原案等、3指導、調整又は要請に関して組織委員会等から都が取得した文書及び都に回付された文書。	20	1														生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部スポーツレガシー活用促進課
9	R5. 9. 21	R5. 11. 16	東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会に係る文書等の保管及び承継に関する条例（令和2年3月31日 条例第51号）の3条、5条及び6条2項について、東京都（以下「都」）が組織委員会又は公益財団法人日本オリンピック委員会その他の関係機関（以下「組織委員会等」）への動きかけ（具体的には、条例の定める指導、調整又は要請）やその対応を行う過程で作成・取得した文書。例えば、1指導、調整又は要請のために実施された担当部局内や関係部局間での会議・打合せの記録、実際の保管状況の視察に関する記録、及びそれらに関連する文書（決裁文書を含む）、2指導、調整又は要請のために都が組織委員会等に送付することを目的として作成した文書（決裁文書を含む）やその原案等、3指導、調整又は要請に関して組織委員会等から都が取得した文書及び都に回付された文書。	806	1					1	1	1						【第7条第2号】 公にすることにより、筆跡を模倣して悪用されるなど、個人の権利利益を害するおそれがあるため 【第7条第3号】 組織委員会における内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため 【第7条第4号】 公にすることにより、偽造による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部スポーツレガシー活用促進課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	不開示	不応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
10	R5. 9. 26	R5. 11. 17	令和5年度 東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金について 申請した団体の全ての申請書類 交付金支給団体選考に係る書類	460	1													【第7条第2号】 特定の個人を識別することができる、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため 【第7条第4号】 公にすることにより、特定の個人の行動予定等が明らかにされ、その結果これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがあると認められるため 【第7条第6号】 非公開の審査委員会の情報であり、公にすることにより、委員との信頼関係を損ね、審査委員会の開催が困難となるおそれがあると認められるため	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課
11	R5. 9. 26	R5. 11. 17	令和5年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金に採択された団体の契約書				1											当該公文書は実施機関では作成又は取得しておらず、存在しない。	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課
12	R5. 11. 6	R5. 11. 20	東京都全体で認定NPO法人〇〇に関する交付金等事業で作成または取得された書類の一切（対象年度 令和元年度から令和4年度まで）	72	1				1	1	1							【第7条第2号】 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため 【第7条第3号】 公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【第7条第4号】 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課
13	R5. 11. 6	R5. 11. 20	・内閣府「地域女性活躍推進交付金」の事業に係る東京都が認定NPO法人〇〇に対して支出した事業で作成または取得した文書（対象年度 令和元年度から令和5年度まで） ・内閣府「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金」の事業に係る東京都が認定NPO法人〇〇に対して支出した事業で作成または取得した文書（対象年度 令和元年度から令和4年度まで）				1											・内閣府「地域女性活躍推進交付金」は内閣府から地方公共団体に交付されるため、特定のNPO法人に係る「地域女性活躍推進交付金」の支出に関する文書は作成又は取得しておらず、存在しない。 ・内閣府「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金」の事業に係る生活文化スポーツ局の事業では、認定NPO法人〇〇に対して支出を行っていないため、存在しない。	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課
14	R5. 11. 6	R5. 11. 20	内閣府「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金」の事業に係る東京都が認定NPO法人〇〇に対して支出した事業で作成または取得した文書及び上記事業に限らず東京都全体で当該団体に関する交付金等事業で作成または取得された書類の一切（対象年度 令和5年度）					1			1							【第7条第4号】 当該公文書が存在するか否かを答えるだけで、東京都情報公開条例第7条第4号に規定する「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、控訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」として、特定の個人の行動予定等が明らかにされ、その結果これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがあると認められる情報を公にすることとなることから、東京都情報公開条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにせず、当該開示情報を拒否する。	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課
15	R5. 11. 7	R5. 11. 20	特定非営利活動法人〇〇の令和〇〇年〇〇月〇〇日付け認定（特例認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書類のうち助成金支給実績（差替前）及び令和〇〇年〇〇月〇〇日付け認定（特例認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書類のうち助成金支給実績（差替前）	5	1														生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課
16	R5. 10. 23	R5. 11. 24	私立学校教育助成金調査表（A表）「2事業活動収支計算書（令和4年度決算）」「3貸借対照表（令和4年度）」（学校法人〇〇ほか174法人）	350	1						1							【第7条第3号】 開示により法人の収入・支出の状況や財産状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められる。	生活文化スポーツ局私学部私学行政課
17	R5. 11. 13	R5. 11. 27	NPO法人〇〇が都に提出した令和5年度性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金の申請取下書				1											「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金」は内閣府から都道府県等の地方公共団体に交付されるものであり、特定のNPO法人が当該交付金の文書を都に提出することはないため、当該公文書は存在しない。	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課

